

## 【前回までの主な議論】

### ○実車試験の対象者について

- ・自動車教習所が把握した危険な運転者の情報を公安委員会に提供し、公安委員会が最終的に実車試験を行うこととしてはどうか。
- ・高齢者講習の結果と、運転者の家族等からの相談結果とを併用し、実車試験の対象者を把握する仕組みとしてはどうか。
- ・実車試験の内容として、運転技能だけでなく、注意配分・複数作業など、認知や判断に係る部分についても重視することが重要である。また、この点は、実車試験の対象者とするかどうかの指標としても大事である。

### ○実車試験の実施主体について

- ・自動車教習所において、運転免許の可否についての最終的な判断を行うための試験としての実車試験を行うことは、現実的に難しい面がある。
- ・現在、高齢者講習の実施等、教習所の事務負担は大きい。免許制度の見直しで教習所に事務を増加させることは現実的でないのではないか。
- ・危険な運転を行う可能性のある運転者の情報を自動車教習所から試験場などに提供することは可能だと思う。

### ○実車試験の内容について

- ・例えば、「一時不停止」は試験中止行為であるが、高齢者講習の実車指導では、「一時停止」を行う人はほとんどいない。路上で試験をやるとなると、おっかなくてしょうがないという現場の意見もある。
- ・実車試験については、実際の道路交通の場面でどうしても必要という課題を行えばよいのではないか。
- ・適性検査のようなものを実施することについては、過去に効果が判然としないとの理由でやめた経緯がある。実車による評価のみを行えば充分なのではないか。

## 【本日の検討事項】

- ① **実車試験を行うとすれば、どのような者や場合に試験を行うことが適当と考えられるか。**
- ② **実車試験を行うとすれば、どのような内容の試験を行うことが適当と考えられるか。**